

議案第12号

財産の処分（鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園）について

次のとおり財産を処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年9月18日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種類	所在地	数量
土地	鳥取市鹿野町今市1078番ほか38筆	41,365.33平方メートル
建物	北棟（かちみ園）	3,378.25平方メートル
	南棟（第二かちみ園）	3,219.39平方メートル
	車椅子用駐車場	37.96平方メートル
	厨房・機械室棟	鳥取市鹿野町今市1078番ほか 829.40平方メートル
	園芸・農作業棟	121.00平方メートル
	ゴミステーション	12.00平方メートル
	倉庫	30.80平方メートル

2 相手方

鳥取市伏野2259番地43

3 処分予定価格

種 類	処分予定価格
土 地	53,822,000円
建 物	433,178,000円

4 処分の理由

県立社会福祉施設の見直しに伴い、鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園を平成31年3月31日限りで廃止し民営化するため、その土地及び建物を処分しようとするものである。